当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

このたび、コーポレートガバナンスの実効性を高めるための取り組みの一環として、取締役会の運営の改善・機能向上を目的に、取締役会の実効性に関する評価を実施しましたので、その概要をお知らせいたします。

1. 評価の方法

取締役・監査役に対して評価の趣旨等を説明のうえ質問票を配布し、全員からの回答により 得られた意見等に基づき、分析・評価を実施いたしました。

【質問内容】 : 平成28年3月期における当社取締役会の実効性について(29項目)

・取締役会の構成

・取締役会の運営

・取締役会の議題

・取締役会を支える体制

・その他

【回答方法】 : 4段階または3段階評価および自由回答

【回答方式】 : 無記名方式

2. 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、以下の点について、実効性が概ね確保できていると分析・評価しました。

- ・取締役会は、経営の監督機能を発揮するために、取締役・監査役の人数等の取締役会の構成、 および求められる知識等は、概ね適当である。
- ・取締役会において、独立性を有する社外役員はそれぞれの見地から自由に意見を述べられる 場が形成されており、十分な審議・意思決定がされている。

3. 実効性向上へ向けた取り組み

当社取締役会は、以下の点について更なる改善に取り組んでいくことといたしました。

- ・取締役会において使用する資料内容の充実、プレゼン力の強化などに取り組み、経営判断を行うに当たっての適切な情報提供と理解の促進を図る。また、提供時期の早期化を求める意見があり、議案内容の理解をより深めることができるよう、必要に応じて、取締役会資料等の事前配布を行う。
- ・経営陣の報酬や選任・解任については、今後、任意の委員会であるコーポレートガバナ ンス委員会で審議し、取締役会に答申を行う。
- ・当社の事業に与える主要なリスクおよびリスク管理体制の運用・整備について、リスクマネジメント委員会で定期的に確認を行う。